

会 議 録

会 議 の 名 称	平成２６年度第４回行田市子ども・子育て会議
開 催 日 時	平成２６年　８月　２０日（木） 開会；　１０時３０分・閉会；　１６時００分
開 催 場 所	行田市役所３０５会議室
出席者（委員） 氏　　　　　名	馬橋正芳　　清水与志雄 石井直彦　　小城幸子　　羽鳥英樹　　桑原宏安 園部浅子　　島田卓史　　馬場恵喜子　中澤左衛子 山村利子　　増田節子
欠席者（委員） 氏　　　　　名	出井英夫　　横田康介　　堀内規
事 務 局	子育て支援課　藤間参事、細谷主幹、島田主査、藤倉主査
会 議 内 容	１　開会 ２　議事 議題１　子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の方策について 議題２　「子ども・子育て支援事業計画」の骨子案について 議題３　子ども・子育て支援に基づく各種条例案について 議題４　利用定員について ３　その他 ４　閉会
会 議 資 料	（資料名・概要等） ◎事前配布資料 資料１：量の見込みに対する「確保方策」の設定について 教育・保育の確保方策（案）一覧 地域子ども・子育て支援事業の確保方策（案）一覧 資料２：基本的な指針（基本指針）の概要 資料３：「（仮称）行田市子ども・子育て支援事業計画」骨子（案） 資料４：行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案） 資料４－１：行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）府令との比較表 資料５：行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）府令との比較表 資料５：行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） 資料５－１：行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）省令との比較表 資料６：放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

資料 6－1：行田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）省令との比較表 ◎机上配布資料 会議次第 委員名簿 資料 7：次世代育成支援対策推進法とは 資料 8：利用定員について 資料 1－1：「子ども・子育て支援事業計画」における量の見込み（差し替え後最終版）：第 3 回子ども・子育て会議資料差替資料 資料 1－3（差替後）：利用児童数の推移（保育所）：第 3 回子ども・子育て会議資料差替資料		
会 確 議 録 の 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 記 名 押 印
	平成 2 6 年 月 日	Ⓔ

事務局	までしてしまうと親が育たず、子どもにとってはマイナスではないか。親は預けやすいところを選ぶが、生活するのは子どもである。親と子のよい関係性をつくって、親子ともども育っていけるようにすることを大切にしてほしい。ピークを過ぎてからなぜ増やすのかが疑問である。また、2頁の保育ニーズ、2・3号の幼児期の学校教育の利用希望が強い者を幼稚園・認定こども園の短時間保育で確保するとある。今後は8時間か短時間かでの設定となるが、新制度が進んだ時には、2・3号でも短時間の子どもはすべて、保育所ではなくて認定こども園で確保すると考えるのか、疑問に思う。それから5頁②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外について、0～5歳対象とのことだが、幼稚園について0～5歳の量の見込みをどうやって算出したのか。（6）病児保育事業については、確保数が過剰ということだが、私は子どもが病気の時は親といられるように企業でも配慮をしてほしいと考える。でも、働かなくてはならない時もあるだろう。過剰になっている数字かもしれないが、実態としては当日の急な利用は困難だと聞く。定員8名の縛りがあることと、市内北部にあるため南部の子は預けられないということである。この確保数は誘導的な数字ではないか。（8）妊婦に対する健康診査はどのくらいの割合の方が受けているのかが気になる。保育所でだけでなく幼稚園でも、発達障害の子、グレーゾーンの子が、埼玉県では多いと言われている。どのような健診をして、どのような対応をしているのか聞きたい。あと、要保護児童対策地域協議会について、量の見込みはこのような数字か。園長の協議会では各園に必ず1・2人は要保護の対象となる子がいると話に聞く。この数字は少ないのではないか。生まれた時から状況が把握され、幼児期までの養育の支援をしてもらえれば、グレーゾーンの子はもっと解決されるのではないか。この量の見込みは、県内の状況からしてもこの数字で本当によいのか。 29年度から0歳児からは確保数がプラスに転じるのに、確保数を増やすのは、認定こども園に移行したことを想定した数字になっている。2頁の保育ニーズについては、2・3号認定のすべてを幼児
-----	--

事務局	教育の方でみるということではなくて、2号認定の中で教育ニーズが強い人については1号でみているということである 2号認定については2色ある。2号というのは、3歳以上で保育所利用の条件がそろっている方である。通常は保育所利用が想定されるが、その方々のうち、教育サービスの提供を希望する意向が強い方が、これだけの内数としている。この方々は、認定としては2号になっても、1号の施設を利用することが想定される。この方たちは受け入れが認定こども園とイコールというわけではなく、2号の資格をもっていながら、1号の幼稚園や認定子ども園のうちの教育を提供するパートを利用することを見込んだ数字になっている。そのため、過不足数や確保数については、教育希望の強い方は1号と合算した表示になっている。認定証自体は2号のものを持ちながら、1号の施設を利用することを想定した数値になっている。
事務局	(5)の②は、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外であるが、この量の見込みは、元々のニーズ調査の数字に、「緊急時に子どもをみてもらえ人がいるか」という設問で、誰にも見てもらえない人の係数をかけた。だいたい6.1%である。これをかけたのが量の見込みである。確保数は一時預かり、たとえばファミリー・サポート・センター、トワイライトステイを使ってどれだけ確保できるかという数字である。
事務局	補足すると、(5)②で言っている在園児以外の預かり保育は、今でも在園児の預かり保育をしている。委員の指摘は0～5歳を対象とするのは幼稚園だとおかしいのではないかとということだと思うが、わかりやすく言うと、幼稚園は通常は3～5歳のお子さんを受け入れる施設であるが、その年齢を超えて、在園児という言い方でよいかはわからないが、2歳から預かりをしている場合や、1歳からの預かりをしている園の事例はある。今の制度の枠組みで言うと、幼稚園がやっている認可外の一時預かりをイメージしてほしい。そういったものを想定している。理屈としては、実施体制が整えば、幼稚園でも認可外事業として0歳児を預かってもらうことは可能なので、ここでは0～5歳までを対象にしている。

事務局	病児保育については、定員８名でやっているが、利用には波があり、利用できない日もあるのではないかと思います。
事務局	たとえば保育所で病児・病後児を受け入れるのは、施設としては、なかなか成立しない。現在、市内ではげんきクリニックに併設のげんきキッズという病児・病後児保育施設があり、看護師・保育士の常駐、施設としての面積基準もクリアして行っている。なおかつ、病氣中や病氣から回復途上にある子どもを預かるため、身近に小児科の医師がいる環境があることで、保護者も安心できるのではないかと。受け入れにあたっては、基本的に主治医の意見書をいただくか、併設のげんきクリニックの医師の診察を受けて意見書をいただいた上で、保育士と看護師が受け入れる。条件が整わないと、誘致や新設は難しいと考える。インフルエンザや風邪の流行る時は受け入れできないことがあると認識している。県内でも病児・病後児保育を行っているのは２０市しかない。将来の拡大はあるかもしれないが、５年間は現状維持ということでこの数字とした。
事務局	妊婦健康診査をどれだけ受けているかは、細かい数字はないので確認させていただきたい。（１０）養育支援の数字は、養育支援の対象となる子どもの数字である。要保護児童対策地域協議会は、こんなに少ない数字ではない。会議は毎月やっていて、毎月２世帯くらいの話をしている。会議の中では、民生委員、児童委員、児童相談所、警察の少年の担当、当該児童の通う幼稚園・保育所の方などと、この子がどう育っていけるか、などについて話している。養育支援訪問事業というのは保健センターでやっている。発育に不安がある時に訪問してアドバイスをしていく事業である。（１０）では一つになっているが、それぞれ違う内容になる。養育支援訪問事業の量の見込みについては４件である。
園部委員	教育・保育の確保数を過剰にするかどうかについては、検討してほしい。市として教育についてどう考えているのか。保育所でも保育所保育指針にもとづいて５領域で保育をしている。それと、養育支援と要保護についてでは、当園でも養育支援が必要と思われるが、この事業の対象になっていない子もいると思う。

事務局	過剰な設定が必要かについては、行田市の場合は一部が過剰になるものと認識している。国の政策として認定こども園化が進む。今後、移行したいという意向があった場合は、その意向を踏まえて、多少量が過剰であったとしても、市町村の数字を吸い上げて、県が事業計画を策定する。この県の計画は、移行後の定員の見込みも加味して策定される。最終的に認定こども園の認可権限は県にある。原則として、県の事業計画の数字よりも少なければ、認可をしていく特例ができています。今後、認定こども園への移行を希望する園があることを見越した人数で見込ませていただいた。足りているから足りないよ、という理由で、既存の施設からの移行をお断りすることはできないことはご理解いただきたい。足りているところの定員をどう設定するかは、国でも検討中であり、これからの検討課題である。量の見込みに対して確保数が過剰な時にどのような利用定員を設けるかは県に問い合わせている。市として教育をどう考えるかについては、新制度に向けて特定教育・保育を提供するために、教育・保育という言葉を使っているもので、保育所が教育を行っていないとは思っていない。2号認定の方の1号の施設利用についても、2号の資格を持っていて教育希望をもっている人、1号の施設を使う意向を持っていそうな人という意味で、これは。市が促しているわけではない。
園部委員	市としてはどうなのか。
事務局	市としてというよりも、新制度での特定教育・保育と考えている。
園部委員	認定こども園の要領が出ているが、ほとんど今と変わらず、保育所と幼稚園の内容がそのままちりばめられている、今と同じようなものが盛り込まれているだけと思う。それを教育と判断されているのか。
事務局	認定こども園の要領は、市ではなく国がつくっているもの。あるべき姿が示されている。内容にのっとって整備していただく。認定こども園は、幼稚園・保育所を抱き合わせたような施設。合体した内容になると思う。教育の内容は私たちの方では判断していないことである。

園部委員	認定こども園化は県ではなくて市で考えることで、幼稚園、保育所のままでいくと考える市もある。確保数が過剰になっているが、行田市は県内でも2番目に流出人口が多い。このような過剰な数を示すことが、競争を促してしまうのではないかと。子どもにとって、競争はためにならない。過剰になっても進めていくということについて、市長はどう考えるか。子どもにとってどうなのかをしっかりと考えながら進めてほしい。
事務局	市長が決めること、ということだが、これは議会でも出ている質問だった。市内には幼稚園と保育所しかない。既存の施設にこども園に移行したいという意向があった場合は、支援をすると答弁している。頭から認めないという話ではなく、移行を支援するというスタンスである。
園部委員	受給バランスを考えると、既存の確保数だけで間に合うのではないかと。4月の市報でも、認定こども園化について市長が述べていた。
事務局	現在、3園の移行ということで見込んだ数字を出しているが、委員の意見を聞いて、たとえば3園を1園程度にするなど、少し確保数に修正を検討させていただきたい。次回までの継続とさせていただきたい。
清水副会長	そこまで答えてもらっても困る。当園も移行を希望している。今は3園だが、数年後は増えるかもしれない。全園がこども園になる可能性もある。今は、今後の幼稚園経営に不安を抱えて、様子見をしているところである。需要と供給ではなくて、うちではこういう教育を0歳からしたいという幼稚園もある。保育の質の向上のためにこども園化を考えている園もある。当園などは定員を30%程度しか満たしていない。今、幼稚園はつぶれるところもある。認定こども園化は国の政策でもある。保育所は保育所に特化して、やってほしい。こども園は、保育の必要な子でも受け入れられますよという施設である。保育所は保育所で役割がある。張り合うのではなく、養護という形で確保され、住み分けができるとよい。過剰な供給になることについては、別の方法を考えるべき。市内の幼稚園が淘汰されることは避けたい。市としては国の方針に従って認めて

増田委員	認定こども園の件であるが。7月23日の新聞記事がある。こども園の大きさなどによって、支障が出る園もあるらしく、認定を返上するという問題が出ている。国も、認定こども園の基の対応を考え直さなければならなくなるという問題になっているという記事である。今ここで議論をしても、国がまたころころ変わった時にはまた変わるのではないかと、個人的に思った。
石井委員	確保数の一覧で過不足を見ると、需要を確保数がかなり上回っているものもある。現実には、全員がなんとかできるということか。
事務局	前提として、マイナス、要するに不足がいくつか出てきている。教育・保育の提供数は、基本的に認可定員がベースになっている。現在の受入数は、たとえば25年度でいうと、一番下の合計のところに市内保育所の認可定員があり、1,160人とある。これに対して市外と市内の子の保育所利用の合計が、市内12保育所で1,238人である。実際の定員よりも多く受け入れている。これは、実際の保育所の運営に際しては、本当は70人入れるつくりの保育所でも、少しゆとりをもって保育をしたいということで認可定員を60人として認可を受けていたりする。そうすると部屋の面積には余裕がでてくる。このようにゆとりを持った定員の設定をしている園はある。ただ、昨今の待機児童対策として、国の方でも、認可定員だけで受け入れていては足りないということで、施設の面積として、たとえば20名の受け入れが可能な部屋であれば、認可定員が15名だったとしても、20名受け入れに適した職員の加配などをした上で、大目に受け入れてよいという通知が出ている。これは、おおむね120%が上限とされている。ただし、新制度の教育・保育事業の確保数は認可定員で書きなさいと国は言っている。実際には120%の受け入れで運営をしていけば、飲み込める数字であるものの、計画に書くことはできないということである。その他のサービスについても、大きくマイナスになっているものについては、計画の確保方策の中で盛り込んで行きたい。
石井委員	私が心配するのは、確実に要望に応えられるのかである。学童保育も27年度はマイナス43人である。市内で待機児童がいないとい

	うことにできるのか。
事務局	学童保育は、27年度は43人不足するが、これを受け入れる施設整備ができるかというところであるか。
石井委員	要望に応えることができない時はどうするのか、よく考えてほしい。
桑原委員	病児保育について。今まで通り8名となっているが、企業で休みやすい環境づくりができないかという園部委員の間に答えていない。企業で女性が休みづらいのは子どもの病気の時であり、無理やり保育所に預けるケースもある。市として、条例づくりなど、保護者が休みやすい取り組みができないか。市としてどう考えるか。
事務局	保護者が休みやすい取り組みについては、午後検討する事業計画の中で、取り組みを書き込んでもよいかと思う。次世代育成支援対策推進法では、企業が行動計画をつくることになっているので、市として後押しを進めていけばよいのかなと思う。議題2の方で、今後継続審議する内容とさせてほしい。市としてもこのような意見については賛同する。
事務局	先ほどの養育支援の関係について、子どもに障害があるなど、母が育児に不安がある時などのケア、保健師の訪問を指している。園部委員の具体例のような話は市としても把握して、協議会で話している。
園部委員	先ほどの要支援、要保護については、特に対症療法的な感じがする。もっと事前に親となる意思をつくるシステムがあるとよい。親が親になれていない状況がある。親になる前の教育、思春期の時の教育などができないか。対症療法は効果がないと思う。
事務局	実際にことが起こる前に、こんな子がいるという話をしている。また、母親になる前のハイリスクな妊婦については、特定妊婦という形をとって、妊婦に対するケアもしている。
園部委員	幼児期の親子のかかわりが、小中学校へ行ってからの育ちに影響を与える。保育所に長時間預けて親とのかかわりが乳幼児期にしっかりもてないと、大きくなってからトラブルが出てくる。預けてそれまでではなく、一人ひとりがしっかり意識をもつことが必要であ

事務局 馬橋会長 清水副会長： 事務局	る。そうならないためにも手厚くしてほしい。子どもが小さい時なら変われるが、思春期になると難しい。子どもが親を求めている時に、子どもとのしっかりした触れ合いが大事である。計画の中に入れてほしい。 承っておく。 議題1については、承認をいただきたい。 私の意見に対する回答がない。
	1園にすると行ったわけではないが、3園が多いという意見があったので、多いかどうかを持ち帰って検討したいと申し上げた。この計画は、国のほうでも制度を詰めている。新聞報道の件は、現在認定こども園を運営している施設が、新制度の中身や公定価格で折り合いをつけたところ、新制度へ移行するとペイしない可能性があるという話であり、そういうことであれば認定こども園の認定は返上して、幼稚園、保育所として運営していきたいという記事だった。この点については、次の議題にもあるとおり、子ども・子育て支援事業計画を作らなくてはならない。状況が変わっていくものもあるが、事業計画はその都度の変更は可能である。その際には子ども・子育て会議の意見をもらうことが前提となるが、まずは現時点で見込めるものを見込んで計画をつくり、随時変更するなどして進めて行きたい。認定こども園については持ち帰るので、それ以外のところを承認してほしい
馬橋会長	では、あくまでも量の見込みについて賛同できる方。7名で挙手多数である。
増田委員	個人的な意見であるが、園部委員の乳幼児期が大事との話については、元気なおばあちゃんを利用したらいいかなと思った。子育てを経験してきて、孫もいる、経験豊かな方に声をかけてお手伝いをしていただく、そういう支援の仕方もあるのかなと思う。
事務局	同じようなことを国も考えている。子育て支援員というのを新たにつくる方向である。支援員は、子育て経験者、所定の講座を終えた方を想定している。保育士や教諭の資格のない方にも関わってもらおうという方向である。この制度の市での活用は未定である。

	(60 分間休憩) 議題 2 「子ども・子育て支援事業計画」の骨子案について ○「子ども・子育て支援事業計画」の骨子案について、事務局より説明が行われた。 (資料 2、資料 3、資料 7)
清水副会長	策定の考え方の位置づけで、次世代育成支援行動計画であるとあるが、これは次世代育成支援対策推進法に基づく計画でもあるのか。次世代の協議会との関係か。
事務局	次世代育成支援対策推進法は 26 年度までの 10 年間の時限立法だった。この法律が 10 年間延長された。これまでは次世代育成支援対策の地域協議会が必要だった。今後は、市町村の次世代育成支援行動計画の策定は任意になるが、子ども・子育て支援事業計画と抱き合わせでつくることも認められている。双方につながりがある。本来は次世代の協議は別に行うべきだと思うが、連携する計画なので一緒の場で扱うことを考える。また、行田市子ども・子育て会議は子育て全般を話せることになっているので、子ども・子育て会議で話してもらいたい。
清水副会長	それは議会で問題にはならないのか。子ども・子育て会議の役割を超えるのではないか。
事務局	自治体の次世代育成支援行動計画策定は任意になるので、つくらなくても問題はない。計画をつくる時は、次世代の協議会のようなところで話し合う必要もあるが、子ども・子育て会議の条例によると、この会議では、本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な調査を行うこともできるようになっている。労働者側、企業側の委員も会議に入っているので、次世代育成支援対策のことを話すこともできていると思っている。
石井委員	平成 17 年からの次世代育成支援対策について、この間、どんなことをやってきたか。それらと新たな事業計画の間で矛盾点が発生し

事務局	ないか。
園部委員	新事業計画の策定にあたっては、各所管課に組みの調査をかける。まとまったら報告する。 資料１と関係するが、保育所では教育を行っていないと世間一般では思われているのではないかと感じる。先ほども、保育所は養護だけやって、幼稚園とすみ分けができればよいとの発言があった。ここに保育と出てくると、保育所の子どもは養護だけをされている存在というところに行ってしまう。保育には養護と教育が含まれている。保育所の子どもも幼児教育を受けていることが保障されないで、同じ幼児教育をしている幼稚園の先生から保育所は養護だけと言われ、事業計画にも教育・保育と書かれた時が心配である。保育が養護だけ、託児的な子どもを預かっている場所、存在であると幼稚園の先生も言うということは、やはり計画書にも一言、保育の中には養護と教育が含まれていることをきちんと書き込んでほしい。
事務局	３章の計画の考え方の中などに反映させていきたい。保育所もきちんと教育しているということは、計画の基本的な視点の中などに盛り込みことが考えられる。ご意見として頂戴しておく。
清水副会長	保育所で教育がなされていないということを言っているのではなくて、法律上の用語を、こういう公的なものの中では使用されているのだと思う。養護という言葉の中に何が含まれるかは、教育現場では多様なので、あくまでもこういう公的な場では、法律の厳密な意味にもとづいて、言葉を使っただければと思う。
園部委員	保育という言葉には、養護と教育が含まれる。保育という言葉ならその中に養護が含まれると思う。今も養護という言葉が使われていたが、資料にあるとおり、保育なのである。保育という言葉には養護と教育が含まれていることを明確にしていきたいということである。
馬橋会長	清水副会長、それでよいか。
清水副会長	法律に準じた言葉ならば、よいのではないか。
事務局	養護と教育という言葉が出ているが、保育所でも幼児教育を提供していること、幼児教育は幼稚園、認定こども園、保育所で提供し

園部委員 馬橋会長：	ていくということをうたえればよいのではないか。 それでよい。 では、これに則って進めるということによってよろしく願います。
	議題３ 子ども・子育て支援に基づく各種条例案について ○子ども・子育て支援に基づく各種条例案について、事務局より説明が行われた。 (資料４、資料４－１、資料５、資料５－１、資料６、資料６－１、)
清水副会長	学童保育の基準の１８条の開所時間について、学校休業日の１０時間、放課後の５時間は、国の基準よりも長い。現状、保育時間が長いからという説明だったが、こうして厳しい基準で縛ってしまうと、このことによって、子どもへの影響、新規参入への足かせにならないか。
事務局	開所時間は基本的には国の省令は最低の基準である。最低基準を見つつ、市の現状も踏まえて検証した。現状では学校休業日で１３時間、ふだんも６時間は空けている現状がある。国基準だと現状と差が出てきてしまうと考えた。
事務局	ここでうたっているのは、あくまでも施設として開けている開所時間である。行田市では１３時から開所している。国基準では３時間空けていけばＯＫになってしまう。国の基準よりも長めに設定している。
清水副会長	私が心配しているのは、これは基本的に公立なのかということである。
事務局	基準に合致していれば、給付対象になる。
園部委員	国はなぜ３時間と８時間という基準にしたのか、根拠が知りたい。家庭的保育についても、国の基準の８時間に対して行田市は９時間にしている。国の基準の裏づけがあるはずである。地域の実情に合わせて伸ばしていただくと、子どもではなく、大人の子育ての支援だけになる。企業への働きかけなどが必要である。子どもたち、家庭的保育であれば３歳未満の子どもが対象になるが、国が児童福

事務局	社の考えから定める通常の保育時間は８時間であり、これをなぜ地域の実情に合わせてしまうのか。子どもの育ちについて、着目しているのかを知りたい。 国も基準を検討する会議を重ねてきているが、８時間、３時間にたどりついた経緯については未確認である。国の基準は全国的な基準である。地域性について反映させるためには現状を見ることも必要になる。現状、やっているところを最低基準として捉えるべきと考えている。
園部委員	行田市内での虐待の事例を聞くことも多い。このことと、保育時間の長さとは関係がないのか、考えていないのか。
事務局	長時間預かることの弊害が虐待につながるかどうかは、８時間にするか９時間にするかという部分では、因果関係はわからない。利用者の利便性を考慮すると、ある程度、国の基準に上乗せした数字になると考えている。
園部委員	今の回答も、子どもよりも親の利便性が重視されている。親が働くことを支援しすぎではないか。子どもが親を必要とするのは小学３年生くらいまでである。もっと子どもと親と一緒に過ごすようにすることが、子どもの最善の利益を守ることにつながるのではないか。その視点がとても弱いのではないか。親の最善の利益にはつながるかもしれないが、子どもの最善の利益につながるかどうかが見えてこない。計画にしっかり反映させるべきで、そこをどうやって担保するか、改善していこうと考えるのか。
事務局	そもそも、子ども・子育て支援法の趣旨は、子どもの最善の利益を考えることになっている。一方で女性の社会進出も入っている。両面を考えねばならない。保育時間を延ばす、延ばさないだけではない。８時間にしたら子どもの最善の利益を守れるということでもない。時間によって変わるのかな、というのがわからないところである。
馬橋会長	トワイライトステイを行っており、学童保育へ子どもを迎えに行くが、だいたいの親は迎えに来ている。必ずしも１９時までいる子は多くない。女性の社会進出を考えると、保育時間を８時間や３時間

園部委員	とすると、活かさないのではないか。 保育所は、かつては8時間だった。10数年前、開所時間が伸びたが、それから発達障害の子が増えたと思う。せめて低学年のうちは親と一緒にいる時間を確保すべきである。次の世代をつくるときにグレーゾーンの子が多くなる。保育時間が小さい時から長いというのは考えるべきことと思う。本園でも11時間以上開けているが、これでよいのだろうか、と思う。就学後に荒れる子も増えている。子どもの育ちを考える機会にすべき。東京のように13時間が基本になるところでは、朝も夜も園で食事をするのが基本となってしまっているとも聞く。
事務局	ご意見として承りたい。一つ誤解があると思われるが、発達障害は脳の機能障害に起因する病気である。親子が一緒にいて子育てをしたからよくなるものではない。訓練でできるようになることはあるが、前提は病気である。これと長時間保育の件とは別だと思う。今の医療の現場では治らない病気となっている。社会的な訓練をして、健常児と同じような社会生活が送れるようになるというようには言われている。
園部委員	グレーゾーンの子が多いと言いたかった。親だけではなく、専門的な関わりが必要である。
事務局	グレーゾーンの子も、疑いのある子なので一緒である。保育施設が預からなかったからと言って、発達障害にならなかったということにはならないと思う。病気を持っている子が適応できるように、修正はできるかもしれない。発達支援の可能性のある子への関わりは、学童保育で行うというよりも、別の知見を持った人たちがその子に関わるということでクリアしていくことだと思う。ここでは保育時間をお諮りしているところなので、発達障害の子への支援という意味では、また別のアプローチなのかと思う。
園部委員	今、発達障害やグレーゾーン子に関する研修が増えている。知事が力を入れていることでもある。まったく関係しないとは言い切れないと思う。
清水副会長	発達障害の研修会ではないので、この辺でよいと思う。発達障害

	は神経の病気である。それは「虐待という名の発達障害」と杉山登志郎先生が言っているような、愛着障害から至るケースもあるということで、非常に広い範囲で使われている言葉である。ここでの問題は、ネグレクトにつながる条件を長時間保育がつくりはしないかという危惧である。市の方針では、現状から、このようにしないと必要とする人のニーズに応えられないということで、私も納得したが、大事なことは、ネグレクトを防ぐことなので、教育従事者が横の連携、ネットワークをつくりながら虐待を減らす、そういう計画にしていける議論の方が大事ではないか。
馬橋会長	私のところも虐待での入所は多い。多動性障害の子も多い。保育時間を調整するだけでは答えは出ない。別の対応を皆で考えるべき。
島田委員	学童保育は子どもを鍵っ子にしないというのも役割である。保育時間を削れば鍵っ子が増えてしまう。親との関わりが多いほうがよいとは思いますが、受け皿をつくるのは必要と思う。
園部委員	学童保育は人数が多い。全体で 630 名もの子どもが過ごすことになる。低学年の子どもが親ともう少しゆっくりすごすことができたらいいと思う。忙しすぎると子どもに目が向かなくなる。企業にも協力を得られるような社会になるとよい。
	議題 4 利用定員について ○利用定員とはなにかと、現時点での利用定員設定の考え方について、事務局より説明が行われた。 (資料 8)
園部委員	幼稚園の利用定員について、保育所は面積が関係あるが、現状および新制度へ移行した時、幼稚園は面積が関係あるのか。
事務局	現状と大きく変わる点についてであるが、幼稚園として新制度へ移行するのであれば、ほとんど変更はないと考えてよいと思う。保育所も現状とほとんど変わらずに移行ということになる。現在の幼稚園では学級編成という形で、一クラスが 35 名である。実態としてそこまで受け入れていない園もあるが、部屋の面積としては 3 ～ 5

園部委員	歳は同じ面積で、35人学級を運営するための面積の確保をしている。
清水副会長	幼稚園は、一人当たり面積は定められていないのか。
	認可されているのであれば、法律にもとづく基準で認可をされているはずである。ただし、縦割り保育をしていると、複雑な認可になる。
事務局	設置基準は新制度では変わる。現在は、面積は 1.98 m ² /人、屋外は 3.3 m ² /人。このあたりは変わらないだろう。
清水副会長	多くの幼稚園は移行の検討段階である。結局、施設給付の出し方が、人数で変わる。小さい園は単価が高くなるために移行した方が得ということになる。保育所のような給付となるため、皆さん不安なのだろう。
馬橋会長	この議題は継続審議していきたい。
	3. その他
事務局	次回日程を調整したい。9月は議会对応もある。10月21～23日を第一候補として、会長と相談の上で設定したい。次回の議題は、量の見込みで一部未確定のものについて、本日協議いただいた3条例以外の条例・規則等について、利用定員について、を中心に設定する。
	4 閉会